

新潟県福祉サービス第三者評価結果公表基準

① 第三者評価機関名

公益社団法人新潟県社会福祉士会

② 施設・事業所情報

名称： 真野第2保育園	種別： 保育所
代表者氏名：施設長 渡邊 義一 園長 酒川 あさふ	定員：25名
所在地：〒952-0434 新潟県佐渡市西三川1070番地1	
連絡先電話番号： 0259-58-2235	FAX番号： 0259-58-2245
ホームページアドレス	http://www.e-sadonet.tv/~fureai99/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成22年4月1日（佐渡市より指定管理者として指定）	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会	
職員数	常勤職員：8名 非常勤職員：8名
専門職員	保育士 11名 調理師 1名
施設・設備の概要	保育室 39.74㎡ 乳児室 8.28㎡ 遊戯室 85.25㎡ ほふく室 21.53㎡

③ 理念・基本方針

(理念)

1. 在宅福祉

私たちは、高齢や障害により、自立支援を必要とする人々や、保育を必要とする子供及び、その保護者の個人としての尊厳を尊重し、住みなれた環境で生き生きと暮らしていけるよう、自立を支援します。

2. 地域貢献

私たちは、自然豊かなこの地域で、人びとが笑顔で暮らせるよう、地域の人々と協力して貢献します。

3. 利用者本位

私たちは、介護や福祉の利用者の願いを、一歩ずつ実現していくことを、運営の基本として取り組みます。

(基本方針)

「愛されて育つ保育」

- ・身近な大人から抱きしめられ、暖かい言葉を掛けられ、認められる、ことで人は信じられることをしっかり心に刻み込む保育。
- ・一人ひとりの発達や育ちにより添い、スキンシップを通じた信頼関係のもとで、園生活

- の楽しさや生活のルールに気付く保育。
 ・絵本の読み聞かせを通して心を豊かにする保育。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

1. 「スキンシップをとおして伝え合う嬉しさ、信頼し合う喜びなしには人は人として育たない」ことを確信を持って保育をさせていただいています。
2. 失敗体験をとおして課題を乗り越えたときの達成感は意欲と自主性を育みます。
3. 絵本の読み聞かせをとおして心を豊かにする保育をすすめ、テレビやDVDなどメディアからの弊害を避けるよう努力しています。
4. デイサービスセンターとの複合施設として、日常的に園児と高齢者が触れ合うことにより、園児がお年寄りをいたわる優しい心を育み、高齢者も生きがいを持った健康な毎日を送っていただいています。
5. 保護者、佐渡市、当法人で三者協議会（年2回）を開催し、意見交換を実施し保育環境の改善に努めています。
6. 毎年、利用者満足度調査を実施し業務改善等に取り組んでいます。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 4 月 1 日（契約日）～ 平成 28 年 10 月 19 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

⑥ 総評

◆ 特に評価の高い点

○園長がリーダーシップを発揮し、自らも保育実践に携わりながら理念に基づく保育の質の向上に努めている。

園長は園の保育方針「愛されて育つ保育」に基づき、自ら保育の実践者として保育の質の向上に取り組んでいる。毎年度、年度当初の職員会議で職員に対し園長自らの言葉で保育方針に基づく保育実施への意識醸成を明言する他、日常の保育に自らが参画し、職員とのコミュニケーションを図りながら理念、基本方針に基づく保育を目指している。「一人一人の違いを認め合い共に育ち合う保育」「子ども達の居場所があり、目的を持って登園する保育」「愛されて育つ保育」「あふれるまで愛をそそぐ保育」を目指し、子どものために何が一番大切か、自分だけでなく、職員皆が意見を出し合い、考え合い、話し合っって進めていくことを明言し、園の保育をリードしリーダーシップを発揮している。

○地域の子育て拠点として、また、高齢者デイサービスセンターとの複合施設としての利点を活かし地域に根差した保育所運営を行っている。

当園は、地域で唯一の子どもの施設であり、地域住民が子どもを介して繋がることのできる施設として地域との関わりを大切にしている。平成 28 年度においては、当たり前のこととして地域と関わってきたことを「地域交流計画」として文書化している。「地域交流計画」の方針を「①核家族や少子化による地域力や家庭力の低下に対し、交流の場を提供をする」「②豊かな人間関係の素養を育むために、高齢者など様々な地域の人々とのふれあいに取り組む」とし、「子育て支援」「地域との交流」「地域行事参加」の3つのカテゴリに分け、それぞれに目標を掲げている。

当園は高齢者デイサービスセンターとの複合施設であり、地域の高齢者とのふれあいを日々の生活の中で自然に行っている。毎朝、園児全員が同じ建物内にあるデイサービスセンターに挨拶に行き、地域の高齢者と会話をしたりスキンシップをとったりして交流を図っている。地域の子育て中の親子や園児の保護者なども日常的に園を訪れ、園児や職員と

触れ合うなど子育て支援施設としての機能も発揮している。

○失敗体験を通して気付く保育に取り組み、子どもの成長を見守っている。

当園は「愛されて育つ保育」を保育方針として保育の柱におき、日々の保育実践を行っている。園長は、保育士が周到に準備をし、子どもたちが何も困らずに過ごす中で育つことの危うさを提唱し、目的に対して最短距離を歩かせるのではなく、失敗体験をさせることで得られる達成感を大切に保育を行っている。運動会の練習なども時間をかけて子どもたちが失敗を繰り返す中での過程を大切にし、子どもの成長を見守り、園全体で理念に基づいた保育を実践している。

◆ 改善を求められる点

○事業計画の職員への周知徹底や保護者等にわかりやすい資料を用い説明するなどの取り組みが望まれる。

園の単年度の事業計画は、法人の単年度事業計画の方向性に基づき、園長が策定している。職員に対しては職員会議で事業計画を配布して説明していると園長は評価しているが、今回の第三者評価における職員の自己評価からは、職員全体に事業計画が周知されていないことが読み取れた。事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことのできない要件とされている。職員が、園の事業計画の実施に参画している意識が持てるよう、さらなる取り組みが望まれる。

法人と佐渡市と園の保護者で構成されている三者協議会において、今後の園の動向や現在の課題などを佐渡市、法人が保護者に説明したり、協議を行っている。三者協議会は毎年9月と2月に実施しているが、この三者協議会で明確に園の事業計画の説明は実施していない。今後、保護者会や三者協議会等の機会を利用するなどして、保護者等にわかりやすい資料をもとに事業計画を説明する取り組みが望まれる。

○研修計画を策定し職員の資質向上に努めているが、さらに職員一人ひとりの個別の研修計画を策定することが望まれる。

職員の外部への研修参加や園内における研修について、年間計画を策定している。園長は保育の質の向上に意欲的であり、外部の関係者と共に研究グループも立ち上げ自ら活動している。その研究グループは、外部講師を招いて児童画を読み解く研修を新潟市内で開催するなど永きに渡り研修会を主催しており、園長は職員にも参加を呼び掛けている。また、佐渡市の中央図書館で実施される絵本講座への参加を計画するなどして保育の質の向上に積極的に取り組んでいる。しかし、一人ひとりの職員の持つ技量等の評価分析をし、その結果に基づいた計画を策定するまでには至っていない。職員一人ひとりの技量に合わせた研修を計画し、計画に従った教育・研修を実施し、職員全体のレベルアップが図れるような取り組みに期待したい。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

(H28. 10. 19)

当保育園が指定管理を受けてから7年目に入りますが、職員と共に目指す保育に向かい地道にすすめてまいりました。しかし、保育園運営の難しさを感じることも多く、今回、第三者の目を通して当保育園の強みと弱みを洗い出していただき、保育を振り返るきっかけにたく第三者評価を受けました。

今回の受審を通して高く評価いただいた点は今後も向上させながら継続し、気付かせていただいた点は真摯に受け止め、質の高い保育を目指し、子ども1人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指し、改善に向け前向きに取り組んで参ります。

(H . . .)

(H . . .)

⑧ 評価細目の第三者評価結果（別添：公表様式2のとおり）

評価細目の第三者評価結果

【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	○法人、園の理念が明文化され、理念に基づいた基本方針による保育運営が展開されている。 法人の理念は「①在宅福祉」「②地域貢献」「③利用者本位」を3本柱とし、園の理念は法人理念を踏まえ「子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す」と明文化されている。平成22年に佐渡市より指定管理者として委託され事業を開始して以来、法人理念、園理念に基づいた基本方針「愛されて育つ保育」を掲げ、園長を中心とした保育運営が展開されている。できるだけ小さい時から身近な大人にスキンシップを通して愛されることで「人は信ずるに値する」ということを、理屈ではなく五感を通し全身で獲得してもらいたいと考え日々の保育を大切にしている。また、一人ひとりを心から愛し、甘えを十分に受け入れ、子どもが「愛されている」と実感することができたときに自立に向かって歩かだすこと、失敗体験を通して得た達成感や自信につながり、次の目標に向かって挑戦していくことができるということを根底にした保育運営が展開されている。
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	
Ⅰ－１－（２） 理念や基本方針が周知されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	○理念、基本方針が職員に周知されている。 園長は、毎年、年度当初に園の理念に基づく保育の基本方針を職員会議にて説明している。また、週1回実施される職員会議では、法人理念、保育所理念を唱和し職員周知を図っている。日々の日常の保育の中でも、常に園長自身が保育実践に参画しながら職員とともにその理念、基本方針の遂行状況を確認していることが、今回の第三者評価における訪問調査においても実際に確認できた。
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	b	○理念、基本方針が保護者等に周知されている。 今回の第三者評価における利用者アンケートでは、園の保育理念や方針・保育目標については73%の保護者が知っているという回答、また、知っているという回答した保護者の100%がわかりやすい目標と回答している。また、園では毎年、利用者満足度調査を実施しており、その調査の中では保護者より理念・方針に対し『「愛されて育つ保育」を実践していると思う』という回答があるなど、園の理念・方針が日常の保育実践を通して保護者に周知され保護者から評価を得ていることがうかがえた。また、地域住民に理念方針を記載した園だより等を回覧・配布するなどして周知を図っている。さらに、地域の小中学校等への園だよりの配布などを通して地域関係機関への周知などが期待される。

I-2 事業計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
評価細目	評価結果	コメント
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	<p>○中期3カ年計画が策定され、指定管理業務委託事業としての見通しを持って事業が運営されている。</p> <p>法人は、中期3カ年計画として『社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会「アクションプラン3」』を策定している。「アクションプラン3」は平成28年から30年間の経営の方向性、役割と行動方針、公益的活動の取り組み内容などを定め、法人運営の方向性を示している。「在宅福祉」を理念に掲げ島民の介護・福祉の増進を目指すことを明記し、利用者へのワンストップでの相談機能を活かす体制整備の構築、公益的活動の展開の継続実施、組織統治の強化及びコンプライアンスを重視した活力ある法人運営と、利用者へのサービスの質の向上並びに利便性の高い利用者本人の事業展開をすすめることを計画の中で謳っている。</p> <p>平成28年度の事業計画は、「アクションプラン3」を踏まえ、社会福祉事業、公益事業、収益事業、利用者への情報提供に取り組むとしている。また、各事業において年度における問題点、課題、解決策、具体策を明示し、法人内全体の強みや弱みなどの分析を行いその方向性を計画に位置付けている。</p>
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
評価細目	評価結果	コメント
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	<p>○事業計画の策定は組織的に行われているが、職員周知へのさらなる取り組みが望まれる。</p> <p>単年度の事業計画は、法人の単年度事業計画の方向性に基づき、園長が策定している。事業計画は、法人が開催する毎月の係長以上会議で実施状況の把握、評価を行っている。また、その評価結果に基づき各計画の再確認や見直しを行っている。</p>
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	b	<p>職員に対しては職員会議で事業計画を配布して説明していると園長は評価しているが、今回の第三者評価における職員の自己評価から職員全体に事業計画が周知されていないことが読み取れた。職員が、園の事業計画の実施に参画している意識が持てるよう、さらなる取り組みが望まれる。</p>
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	c	<p>○事業計画を保護者等に周知する取り組みが望まれる。</p> <p>法人と佐渡市と園の保護者で構成されている三者協議会において、指定管理運営についての今後の園の動向や現在の課題などを佐渡市、法人が保護者に説明したり、協議を行っている。三者協議会は毎年9月と2月に実施しているが、この三者協議会での明確な事業計画の説明は実施していない。今後、保護者会や三者協議会等の機会を利用するなどして、保護者等にわかりやすい資料をもとに事業計画を説明する取り組みが望まれる。</p>

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
評価細目	評価結果	コメント
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	<p>○園長は、リーダーシップを発揮し園の運営を主体的に進めている。</p> <p>園長は、年度当初に毎年、職員に対し園長自らの言葉で園に対する自らの責任と基本姿勢を文書化し、職員会議で説明している。また、園長は、日常の保育実践の中で、新保育所保育指針の示す「一人一人の違いを認め合い共に育ち合う保育」「子ども達の居場所があり、目的を持って登園する保育」「愛されて育つ保育」「あふれるまで愛をそそぐ保育」を目指し、子どものために何が一番大切か、自分だけでなく職員皆が意見を出し合い、考え合い、話し合っ進めていくことを明言し、園の特徴ある保育を推進していくにあたりリーダーシップを発揮している。</p>
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>○遵守すべき法令の情報収集を行っている。</p> <p>園長は、法人の主催する理事・幹事・評議員会議、係長会議等に参加する中で、社会福祉を運営するにあたって必要な様々な情報(法の改正や労働基準に関わることなど)を得ている。遵守すべき法令等は当法人は諸規定集に網羅されており、園長もその内容を把握している。職員には「新保育所保育指針」を中心にその遵守すべき法令等を職員会議等の際に園長より具体例を用いてわかりやすく伝えるなどの取組を行っている。</p>
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
評価細目	評価結果	コメント
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	<p>○園長は、保育の質の向上に意欲を持ち「愛されて育つ保育」を園全体に浸透させるために自らも保育活動に参画している。</p> <p>園長は、平成22年に佐渡市から指定管理を受託して以降、新保育所保育指針に基づき「愛されて育つ保育」を保育の柱とし、できるだけ小さいときから、身近な大人にスキンシップを通して愛されることで「人は信ずるに値する」ということを、理屈ではなく、五感を通し、全身で獲得してもらいたいと考え、園長自らが、保育の中で実践し園全体、職員全体に涵養させてきた。毎年度の所信表明の際にも、その保育のあり方などを細部に渡り示し続けている。</p>
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	<p>○園長は、園全体で業務改善等に取り組む意識を醸成している。</p> <p>園長は、保育担任兼務の副園長と相談しながら人員配置や、働きやすい環境整備に取り組んでいる。特に、人的環境を優先に考えており、園では配置基準よりも手厚い保育士配置を行っていることを職員が理解し、その他の環境については、経費節減に取り組むなどの意識を醸成している。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 経営状況の把握

Ⅱ－１－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１）－① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	b	○外部監査が実施されている。 外部監査を仮決算時と決算時の2回実施している。また、指導や指導事項に基づき経営改善に取り組んでいる。
Ⅱ－１－（１）－② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	○事業経営を取り巻く経営課題の分析結果等を中期計画や事業計画に反映させる等の取り組みが期待される。 社会福祉事業全体の動向についての把握は、法人が高齢施設の事業運営も行っていることから、法人本部を通じて情報把握をしている。また、保育施策の動向などは、私立保育園連盟より送られてくるメール配信や保育情勢を詳細に掲載している月刊誌等から情報を得ている。 園長は、事業経営をとりまく環境として園の最大の課題を少子化と捉えており、地域の子どもの数や世帯の構成等については民生児童委員を通して実態の把握に努めている。しかし、その把握した実態と将来課題について、具体的な数値の分析、計画への反映には至っておらず、今後は「佐渡市子ども子育て支援事業計画」などで示されている施策や数値目標なども参考にしながら、中長期的な計画や、各年度の事業計画に位置付けられることが期待される。
Ⅱ－１－（１）－③ 外部監査が実施されている。	a	

Ⅱ－２ 人材の確保・養成

Ⅱ－２－（１） 人事管理の体制が整備されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１）－① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	○人事考課が客観的な基準に基づいて実施されている。 法人として人事考課が実施されている。実施前には、法人の係長会議において人事考課を実施するにあたっての共通認識がもてるように、制度のねらいや考課にのぞむ姿勢、基準の意味等の確認がなされている。今年度は、人事考課のフィードバック面接も実施予定されている。
Ⅱ－２－（１）－② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	○職員配置計画を策定し、計画に基づいた人員配置を行っている。 単年度計画に、職員配置計画として、当該年度の人員配置計画を役職、資格、雇用形態別に数値目標として掲げている。当園は、在籍数に対して個別配慮の必要な園児が多く、職員数を基準配置よりも多く配置することを法人の「地域貢献」として位置付け計画遂行に努めている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	b	○働きやすい職場環境づくりに努めている。 有給休暇については、休暇簿等でチェックしたり、園児利用の少ない土曜日などには有給休暇が取得できるように勤務上の配慮等をしている。また、園長は働きやすい職場環境づくりとして、園長自ら職員を和ますような雰囲気でのコミュニケーションをとったりすることを心がけている。今回の第三者評価における職員の自己評価の自由記載には、「特に職員間のコミュニケーションがとれていて安定した関係にあり、施設に漂う安定した空気を醸し出している」「資格の有無、雇用形態に関係なく園児の成長や困り感を職員会議以外でも報告、相談できる」などがあげられており、職員も自分の勤務する園が働きやすい職場であると評価していることがうかがえる。
Ⅱ－２－（２）－② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	法人の職員への相談体制としてカウンセラーや専門家との連携の位置づけは行っていない。法人本部の近隣内科医を施設医としており、職員の相談に応じる体制もあるが職員への周知はされていないため、今後の取り組みに期待したい。

Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅱ－２－（３）－① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	○職員の教育研修についての目的や基本姿勢が明示されている。 園長は、園が目指す保育を追求するための職員の基本姿勢については、毎年、年度当初に行う園長の所信表明の中で具体的に細かく職員に示している。人材育成については、階層別研修会、的確な人事評価の実施、事業関連の資格取得の奨励などを法人の中期計画に掲げ明示している。また、定款に職員教育研修相談要領を定め組織としての研修の目的を明示している。
Ⅱ－２－（３）－② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b	○研修計画を策定し職員の資質向上に努めているが、さらに職員一人ひとりの個別の研修計画を策定することが望まれる。 職員の外部への研修参加や園内における研修について、年間計画を策定している。園長は保育の質の向上に意欲的であり、外部の関係者と共に研究グループも立ち上げ自ら活動している。その研究グループでは外部講師を招いて、佐渡では保育実践研修を、新潟市では児童画を読み解く研修を永きに渡り主催しており、園長は職員にも参加を呼び掛けている。また、佐渡市の中央図書館で実施される絵本講座への参加を計画するなどして保育の質の向上に積極的に取り組んでいる。しかし、一人ひとりの職員の持つ技量等の評価分析をし、その結果に基づいた計画を策定するまでには至っていない。職員一人ひとりの技量に合わせた研修を計画し、職員全体のレベルアップが図れるような取り組みに期待したい。
Ⅱ－２－（３）－③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b	
Ⅱ－２－（４） 実習生の受入れと育成が適切に行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅱ－２－（４）－① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	○実習生の受け入れについて意義、方針を明文化している。 実習生の受け入れに関しては、マニュアルを整備し、実習生を受け入れる意義・方針を明文化している。実習生に対しては、養成校で学んだ専門理論や知識・技術を、具体的に乳幼児とのふれあいを通して体験することを意義とし、職員に対しては次世代を担う保育士養成への協力と保育者自身も自分の保育の見直しの機会と捉え、その意義と位置付けている。 マニュアルは、実習の目標、具体的な実習内容、秘密保持の義務、心構え等具体的な内容となっている。また、実習生と相談し、保育全般を学べるように進めている。

II-3 利用者の安全・安心の確保

II-3-(1) 利用者の安全・安心を確保するための取組が行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全・安心を確保するための体制が整備されている。	b	○災害への備え、子どもの安心・安全確保のための取組を行っている。 園は、保育園単独施設ではなく西三川デイサービスセンターとの複合施設であり、災害対応体制も一体的となっている。災害マニュアルも「西三川複合施設災害時における対応マニュアル」とし、行政と連携しながら施設の保全、及び園児・利用者の安全を確保するものとしている。マニュアルは、職員の緊急配備の基準とし、緊急時の体制設置の手順からはじまり、火災・地震・風水害などの災害ごとの避難手順、ライフラインに影響がでたときの連絡体制等が詳細に決められており、有事の際の備えを行っている。食糧の備蓄は1日分確保しており、消費期限等の確認は園長を中心に行っている。また、保育園としては佐渡市共通の保育園用の対応のフローチャート式のマニュアルを玄関と各保育室に掲示し、職員・保護者の目にもいつも触れる工夫をしている。
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全・安心の確保のための取組を行っている。	b	○日々の安全確保についての取組を実施している。 日々の安全確保の取組として、ヒヤリハットの収集を行っている。書式は、簡素で簡単に記入できるものに変更し、職員が記入しやすいように工夫をしている。また、収集したヒヤリハットについては、週に1度の職員会議(直近の会議)で共有し再発防止に努めている。 園では、保育園安全管理マニュアルを策定している。マニュアルは、日常の安全管理、緊急時の安全確保、不審者の立ち入りなど緊急時の対応、各保育室や施設内の安全な環境の設定、イヌ・ネコ・ハチによる事故防止等の様々なリスクに対応したものとなっている。また、安全保有管理規定を制定し、事故に対する責任を明確にしている。今後は、利用者の安全・安心の確保をするために職員に対する定期的な研修等を実施するなどのさらなる取組を期待したい。
II-3-(1)-③ 利用者の安全・安心を確保するためにリスクを把握し対策を実行している。	b	
II-3-(1)-④ 緊急時(事故、感染症の発生時など)に、迅速な対応ができる仕組みがある。	b	

II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
評価細目	評価結果	コメント
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	<p>○地域の子育て支援の要として、地域との関わりを大切にしている。</p> <p>当園は、地域で唯一の子どもの施設であり、地域住民が子どもを介して繋がることのできる施設として地域との関わりを大切にしている。平成28年度においては、当たり前のこととして地域と関わってきたことを「地域交流計画」として計画化している。「地域交流計画」は、「子育て支援」「地域との交流」「地域行事参加」の3つのカテゴリに分けられており、それぞれの交流における目標を明確にしている。</p> <p>当園は高齢者デイサービスセンターとの複合施設であり、日々地域の高齢者とのふれあいを生活の中で自然に行っている。地域の子育て中の親子や園児の保護者なども日常的に園を訪れ、園児や職員と触れ合うなど子育て支援施設としての機能も発揮している。保護者に対し園主催の子育てに役立つ講演等は実施していないが、地域や市内で実施される様々な子育てイベントや保護者支援メニューなどの情報提供を実施している。</p>
II-4-(1)-② 事業所(施設)が有する機能を地域に還元している。	b	<p>○子どもに地域の行事を体験させたり、園行事を媒体として子どもが地域に関わる機会を定期的に設けている。</p> <p>当園は、果樹園の多い山の上という立地条件での可能な体験として、りんごの花見、りんごの収穫、ばら園の花見、クジャクの見学などを地域の方の協力を得ながら実施している。隣接する小布勢神社の祭礼で行われる「茅の輪」をくぐる体験や大獅子の頭を触らせてもらう体験など、伝統行事に参加する機会も持っている。また、地元の郵便局に切手を買に行き、祖父母に手紙を出すなどの体験の際には、子どもが自分の力で切手を購入するために郵便局職員に協力を依頼するなどして子どもの社会体験が豊かなものとなるよう地域への働きかけを行っている。</p>
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<p>園が開催する夕涼み会や運動会や生活発表会には地域住民を招いたり、世代間交流事業として高齢者を招き食事会をしたりゲームをしたりして交流を持ち、保育園が、地域住民と地域の子どもが触れ合う場となる機会を定期的に設けている。</p>
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
評価細目	評価結果	コメント
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	b	<p>○地域関係機関等の社会資源をリスト化し職員間での情報共有するための取り組みが望まれる。</p> <p>園長は、佐渡市が設置している「子ども若者相談センター」を園の連携先として位置付けている。「子ども若者相談センター」は発達相談、家庭児童相談などの子どもに関するあらゆる相談窓口となっており、保護者への周知も配布物を通して行っている。しかし、園をとりまくその他の地域関係機関についてのリストの作成にまでは至っていない。「子ども若者支援センター」の他、民生児童委員、病院、学校、地域内の他保育所等各関係機関をリスト化し、職員間で共有するなどの取り組みが望まれる。</p>
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	b	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	b	○積極的な地域の福祉・子育てニーズの把握が望まれる。 園長は、佐渡市園長会や地区担当保健師や民生委員より具体的な子育てニーズの情報を得るなどして、把握に努めている。また、把握したニーズに基づき当園では地域の子育て家庭に対し、園庭とプールの開放などを行っている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	b	地域の福祉・子育てニーズの把握に関しては園独自の積極的な取り組みが求められているところであり、今後は、行政機関からの情報提供のみにとどまらず、地域交流の行事等の機会にアンケートを実施したり、当園の複合施設であるという強みを活かすなどして積極的にニーズを把握することが望まれる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	○子どもを一人の人間として尊重する姿勢が明示され、園全体に浸透している。 保育課程の中の保育園の社会的責任の中で「人権の尊重」を位置づけ、「保育士等は保育の営みが子どもの人権を守るために法的、制度的に裏付けられていることを認識し理解する」と明文化している。また、年度当初の園長の所信表明の中で園長は、乳幼児の人権について具体的に例をあげて職員に説明をしている。子どもの権利を擁護するための職員の姿勢として、「子どもを傷つけるような言葉は言わない」「子どもと話す時は、見下ろして話すのではなく、目線を合わせゆっくり話す」「叱ってわからせるのではなく抱きしめて心を伝える」など園長自身の言葉で職員に伝え、それが園全体に浸透していることが、今回の第三者評価の職員の自己評価からも読み取れた。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	b	○子ども、保護者のプライバシー保護についての規定・マニュアル等が整備されている。 法人として「個人情報取扱規定」を整備している。管理・組織体制、個人情報の取得及び利用、個人情報の適正管理、保有個人データに関する本人からの開示請求への対応、廃棄について等詳細に決められている。また、園独自のマニュアルとして「個人情報保護・プライバシー保護マニュアル」を整備している。このマニュアルは日常生活の中でどのような場面がプライバシー保護に反することになるのかの例示を多用しており、読みながらをプライバシー保護についてイメージしやすいようになっている。今後は、このマニュアルを利用しての職員研修を定期的実施するなどの取り組みが期待される。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	○利用者満足の向上に継続して取り組んでいる。 指定管理委託を受託した平成22年度より、園利用の保護者と設置者の佐渡市、運営者の法人とで構成する三者協議会を設置し、保護者から意見を聞く場を持っている。また、毎年度利用者満足度調査を行いその結果を公表しており、出された意見に関しては検討・改善をし保護者にフィードバックをしている。

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	○保護者からの相談に応じる体制を整えている。 保護者からの相談については、入園のしおりに「子育てについての悩みやご相談、また保育園に対するご意見などがありましたら、園長、保育士に遠慮なくお話し下さい」と掲載、説明し保護者等に周知している。また、全園児の保護者と連絡帳で子どもの姿を伝え合ったり保護者からの心配事に対してのやり取りをしたり、子どもの送迎時なども含め日常的に保護者からの相談に応じる体制を整えている。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	○保護者支援対応のマニュアルを整備し、保護者支援や相談における体制を整備している。 保護者支援対応マニュアルを策定し、組織としての姿勢や意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順等を定め、職員に周知を図っている。相談を受けた際には、経過がわかり、対応者が変わっても経過を確認することができる仕組みとなっているが、今後マニュアルに関しての定期的な見直しを図ることが期待される。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1)-① 福祉サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	○毎年実施している自己評価を職員間で共有し保育の質の向上に結びつけている。 毎年、自己評価ガイドラインに基づいた自己評価を実施し、評価結果を玄関に設置し誰でも閲覧できるようにしている。自己評価や第三者評価等の担当は、職員数の少ない小規模の園のため園長が担当し、中心となって取り組んでいる。実施した自己評価については、職員会議において他職員に開示し共有し、保育の質向上に結びつけている。
Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	b	○自己評価によってあきらかになった課題に関し、組織的に改善策、改善実施計画を策定する仕組みの構築が望まれる。 毎年実施している自己評価からあきらかになった課題に関して、個々の保育の質の向上に結びつける取り組みは行っているが、組織全体の改善計画を策定する仕組みは構築されていない。自己評価の実施後、その評価結果を次年度の事業計画に反映させたり、年度途中での改善計画を組織的に実施するなどの仕組みの構築が望まれる。
Ⅲ-2-(2) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-2-(2)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	○標準的な実施方法が文書化されマニュアルとして策定されているが、その内容については今後検討・見直しが見られる。 ミルクの作り方やオムツの変え方などの乳児保育の標準的な実施方法について、保育室に掲示するなどしてその手技、手順の統一を図っている。しかし、今回新しく策定された「保育所保育の基本マニュアル」は、具体的な手順や方法を示すものではなく、第三者評価基準や保育指針等に示された「保育所の目指すべき姿」そのものとなっており、そこに到達するための手順については明確になっていない。標準的な実施方法とは、目標や目指すべき姿ではなく、子どもの発達に沿って行われる保育の基本的技術、保育を実施する際の留意点や子どもや保護者のプライバシーへの配慮、設備等保育所の状況に応じた業務手順等についてを指し、実施される保育全般にわたって文書化されることが求められていることから、今後検討・見直しが見られる。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われている。	b	○子ども一人ひとりの記録が適切に行われているが、記録の全職員への周知方法の更なる取り組みが望まれる。 今回の第三者評価の訪問調査時において、一人ひとりの発達状況や目標が記録されている保育経過記録・個別指導計画を確認することができた。記録内容や書き方に差異が生じないように毎月園長が確認をして職員への指導を行っている。記録について同じクラス担任間ではお互いに子どもの記録を確認しあう機会を作っているが、他のクラス担任が他のクラスの子どもの記録を確認する方法や取り組みを行うまでには至っていない。延長保育などの場面では様々な職員が他のクラスの子どもの関わる機会もあるため、子どもの情報の共有化を図るために関係する職員が記録を確認できる方法を確立することが望まれる。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	○個人情報についての保護者への説明がなされており、記録の管理体制も確立している。 個人情報保護については法人のホームページに掲載されており、入園説明会の際に時に説明する機会を設けている。また、施設玄関にも保護者から見えやすいように個人情報保護についての文書を掲示している。職員のマニュアルである「個人情報保護・プライバシー保護マニュアル」には、園で考えられる個人情報とプライバシーの捉え方の事例が記載されており職員の考え方に差異が生じないように説明している。記録の管理体制については、文書管理規程に明示されており園長が責任者として管理を行っている。保護者等からの情報の開示を求められた場合には、佐渡市の情報公開条例に準じて「自己情報開示書」を提出してもらうよう定めて対応している。「保育所児童保育要録」に関しては、入園説明会の際に文書を配布すると共に保護者へ情報開示の説明を行っている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	

Ⅲ-3 福祉サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) 福祉サービス提供の開始が適切に行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対して福祉サービスの選択に必要な情報を提供している。	b	○利用希望者が情報を簡単に入手できるよう園の情報が記載されている資料等を利用者にとってわかりやすく工夫すると共に、誰もが手にすることができる場所に置くなどの取り組みが望まれる。 ホームページや園のパンフレットに施設の簡単な情報や保育内容等の情報が掲載されているが、パンフレットが複合施設としての資料であり、保育所の理念や具体的な保育サービス等の内容までは記載されていない。利用希望者にとって自分の希望に沿ったものを選択するための情報が具体的にわかりやすく盛り込まれた資料の工夫が望まれる。また、公共施設等多数の人が手にする場所に置くまでには至っていない。今までは利用定員が少ないこともあり園の情報を広く提供していなかったが、園長自身今後の展望の中に少子化が見込まれていることを把握していることから、今後は様々な施設にパンフレット等を置いて園の情報提供を行っていきたいという考えを持っている。今後の取り組みに期待したい。
Ⅲ-3-(1)-② 福祉サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	○「園児募集」「入園説明会」にて、保護者へ利用の説明を丁寧に行っている。 11月の園児募集時には、保育園の制度が理解できるように、内閣府より保護者向けに作成され配布された「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」の説明を丁寧に行うことから始めている。入園申込書の記入の際には、必要に応じて保護者が安心できるように側について質問に答えながら対応している。入園説明会時には、実際に過ごす保育室に行って生活の流れや用品の説明をすることで保護者が想像しやすいように配慮している。

Ⅲ-3-(2) 福祉サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-3-(2)-① 事業所(施設)の変更や家庭への移行などに あたり福祉サービスの継続性に配慮した対 応を行っている。	b	<p>○子どもへの支援が途切れることなく、継続していくよう配慮するための引継ぎの仕組みを定めておくことが望まれる。</p> <p>保育所の変更等があった場合には佐渡市の指導の下、健康診断票や歯科検診票等の子どもの身体状況や生活状況の用紙を変更先の施設に送付することになっているが、園として引継ぎ文書や申し送りの手順等の文書は作成されていない。今後、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもと、文書に内容等を定めておくなどの対応の検討が望まれる。</p> <p>卒園などの保育サービス終了後は、夕涼み会に卒園児と保護者を招待し、その時に声をかけて話しやすい機会を作っている。保育サービス終了後も保護者等が相談を希望したい場合があること等を想定し、今後は口答だけではなく、書面で相談方法や担当者について記載されている文書を渡すことでより良い生活をささえるための支援の継続性を確保するなどの取り組みに期待したい。</p>

Ⅲ-4 福祉サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っ ている。	a	<p>○子どもや保護者の状況を定められた様式によって把握し、定期的なアセスメントの見直しを行っている。</p> <p>入園時に児童在籍票や生活調査表、乳児用の児童生活調査表(離乳食把握用)などの様式により身体状況や生活状況等を正確に把握している。また、入園申込書や支給認定申請書、就労証明書で保護者の生活状況も把握できるようにしている。佐渡市子育て支援室保育係、保健師、子ども若者相談センターとも連携し、アセスメントが行われている。状況が変わった場合には基本的にその都度会議等で情報共有を行った上で、アセスメントの定期見直し時期を年度初めと定めて情報を把握するよう努めている。今回の第三者評価における職員自己評価では見直しの時期と手順を定めていることに対して意識が低いことが読み取れるので、改めて職員間で共有していく事が望まれる。</p> <p>アセスメントを行うことによって明らかになったニーズに関しては、職員会議の中で個別の検討事項として話し合い、会議録や指導計画、経過記録に記録して保育に生かしている。</p>

Ⅲ-4-(2) 利用者に対する福祉サービス実施計画が策定されている。		
評価細目	評価結果	コメント
Ⅲ-4-(2)-① 福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	<p>○長期的な指導計画と短期的な指導計画の関連性をもって子ども一人ひとりに着目した計画が策定されている。</p> <p>保育課程に基づいて年間指導計画から月間指導計画がクラス担任の話し合いの下で作成されている。3歳未満児については担任が一人ひとりの状況に応じて個別計画を作成しており、3歳以上児は月間指導計画の中に個別の状況やクラスの中での子どもの相互関係が読み取れる内容が記録されている。戸外での季節の変化に気づいたり、生き物に触れたり飼育して子ども自身が発見したり感じたことなど、子どもの発想や気持ちを大切に適切な環境を構成していることも記録から確認できた。3歳以上児のクラスでは異年齢保育で一緒に生活することで、発達の差がある中でも3歳児への個別の配慮を大切にしながら4、5歳児の存在を大切に考えて尊重していることも月間指導計画から読み取ることができる。</p>
Ⅲ-4-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	<p>○指導計画の評価・見直しに関する手順を組織として定め、自らの保育実践も振り返り保育の改善に生かしている。</p> <p>各年間指導計画の評価・見直しについては年度末に時期を設定し、各担任が行ったのちに園長が確認するという手順で行われている。月間指導計画や個別指導計画の「反省評価」欄により、保育士自らの子どもへの関わり方や環境設定の仕方など保育実践の振り返りが行われていることを書面から確認することができた。また、個別の指導計画については、日々の保護者との連絡ノートのやりとりで保護者の意向等を確認し、見直しを行っている。子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を図るためには、作成した指導計画についてPDCAのサイクルを継続して実施することが求められており、今後も継続できるように期待したい。</p>

評価対象Ⅳ 福祉サービス内容

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
評価細目	評価結果	コメント
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	<p>○園で最も大切にしている保育方針を基に、地域の実態に即した保育課程を編成している。</p> <p>保育課程は、園長のリーダーシップのもと職員参画により、園の基本方針である「愛されて育つ保育」に基づいて作成している。子どもを一人の人間として尊重していくことを大切にする「人権の尊重」を筆頭に、「苦情処理・解決」「説明責任」「情報の保護」「地域の実態に対応した事業・行事」を保育園の社会的責任として掲げている。利用定員数が少ない園である環境上、3、4、5歳児が一緒に保育室で過ごしているが、保育課程の「保育内容:教育」の部分は「0、1、2歳児」「3歳児」「4、5歳児」で編成されており、発達の違いが著しい3歳児を教育上発達の区切りとして園独自に創意工夫して保育を展開していることがうかがえる。</p>
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	<p>○乳児保育の安全な環境を整える方法について、改善が望まれる。</p> <p>全職員のSIDSに関する認識・意識を高める為に、ベビーベッド付近にポスター等を掲示して職員への啓発を行っている。必ず保育者の見守りの中で午睡しているが、午睡中定期的な時間での呼吸確認は行われていない。乳児に対するより一層の安全確保に向けて、時間を決めて呼吸や健康状態を確認する方法を確立する取り組みが望まれる。</p> <p>○0、1、2歳児の保育室では、温かい雰囲気の中で個別のかかわりを大切にされた保育が行われている。</p>
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	<p>保育室の奥に畳のスペースは低い壁で仕切られて、子どもにとって落ち着いた環境であり、なおかつ保育者が保育室全体を見渡すことができる安全な環境が整えられている。保育者は子どもの気持ちに寄り添いながら優しく語りかけて保育を行っており、また、食事後には一人ひとりに絵本を読む時間を設けたり、トイレトレーニング中の子どもには無理にトイレに誘ったりせず、子どもがトイレにいきたいと感じられるような言葉かけを行うなど自分でしようとする気持ちを尊重する場面が今回の第三者評価における訪問調査時に確認できた。0、1、2歳児のトイレには手洗い場が設置されており、保育室近くの遊戯室の手洗い場に個別で誘って手洗いを行っている。子どもが自ら手洗いしようとする意欲や習慣を身につけるためにも、さらなる環境の検討が望まれる。</p>
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	<p>○3、4、5歳児のクラスでは、子どもの発達に応じたかかわりを大切にしている。</p> <p>3、4、5歳児が一緒に保育室で過ごしており、それぞれの年齢の発達過程をふまえたかかわりや配慮を行っている。3歳児は、進級・入園当初は特に4、5歳児との発達の差が大きいので、基本的な生活習慣定着のために個別にかかわることに重点を置いている。4歳児は5歳児との関係性ができているので、5歳児に遊びをや生活をリードしてもらいながら集団の中で友達とかかわることを楽しめるように見守ったり声をかけたり配慮している。5歳児になると、友達同士協力してできる場を多く持つことができるようにしている。新入園児歓迎会では5歳児自身が司会や進行をしたり、運動会の種目を考える機会も設けている。</p>
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	<p>○就学に向けて小学校との連携や、子どもの興味・関心に沿った活動を取り入れている。</p> <p>小学校への見通しを持って安心して就学につなぐことができるように、1日体験入学や小学校教師が保育園に出向いて子どもの状況・情報を共有するなどの取り組みを積極的に行っている。また、敬老の日に向けて手紙を送る一連の流れの中で、住所を聞く、字を書く、切手を購入、ポストに投函するなどの社会経験をすることで好奇心を大切にする機会となっている。字を書くときには、担任が年長児一人ひとりに向き合って丁寧に関わることができる大切な時間としている。</p>

A-1-(2) 環境を通して行う保育

評価細目	評価結果	コメント
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	a	<p>○子どもが主体的に活動できるように、自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>指定管理を受託した当初、遊戯室での怪我や不用意な禁止用語が多かったために、職員全員でヒヤリハットや怪我事例等の収集分析を行い、遊戯室の環境改善を実施するなどして、子どもが自由に安全に遊べる環境づくりに取り組んでいる。別部屋に収納場所を決めて遊具や用具を自由に自分で取り出して遊べるようにしたところ、怪我が減り禁止用語もなくなってきたとの分析結果も出ている。保育の現状や課題を園全体で見出し、職員で環境の見直しを行い工夫することで、子どもが主体的に活動できる環境が整備されつつある。保育室でも色鉛筆や紙、パズル、玩具など自分で興味のあるものを選んで取り出しやすい環境が整えられている。</p> <p>今回の第三者評価における職員自己評価では、収納スペースが少なく遊具の出し入れに苦労したり、子どもが自由に出し入れできず職員の手が必要となること、玩具の置き方や発達年齢に即した環境設定に関して改善していく必要性を感じているなどの意見も挙がっており、現状も踏まえ、今後も引き続き子どもの主体的に活動できるよう職員で話し合い工夫して改善していくことを期待したい。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	a	<p>○異年齢の子どもとの交流が日常的に行われている。</p> <p>登園してから自由に子どもが保育室を行き来していることで、子どもは日々自分と異なる年齢の子どもとかかわって過ごしている。子ども同士のかかわりの中で、自然と年下の子にやさしくしようとする心が育っていると職員は感じている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	a	<p>○子どもたちが主体的に地域の人たちに接する機会が作られている。</p> <p>併設されているデイサービスセンターに毎朝訪問し、利用されている高齢者と朝の挨拶と握手をして交流している。園長は、お年寄りとは子どもとかかわることで元気や生きがいももらい、子どもはお年寄りと関わることで元気を届けて優しさをもらっていると感じており、この毎日のかかわりが大切な機会であると捉えている。また、園外に出た際は、果樹園や神社の方々と交流したり、バス体験や、図書館・レストランの利用などの社会体験を保育の中に取り入れることで、様々な地域の方との交流が図られている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	a	<p>○表現遊び等が体験できる環境が整えられている。</p> <p>リズムをとりながら体を動かす「ミュージックケア」やわらべ歌なども積極的に日々の保育の中に取り入れている。スペースの関係で、遊びの中で興味関心に応じて様々な楽器を自由に楽しむことはできないが、楽器に触れる機会は作っている。</p> <p>○絵本の読み聞かせを積極的に取り入れている。</p> <p>園長は、「絵本なくしては保育を語れない」と絵本を保育の中で非常に重要なものと位置付けており、絵本の読み聞かせを通して心を豊かにする保育をすすめることを保育の基本方針に掲げている。保育者が子どもに1対1で絵本を読み聞かせることを基本姿勢とし、特に3歳未満児は膝の上で抱っこしながら個々の選んだ絵本をゆったりと満足するまで読むことを大切にしている。今回の第三者評価における訪問調査の際には、午睡前に1対1で絵本を見ながら入眠している場面が確認できた。3歳以上児も毎日の午睡前など全体に向けて読み聞かせの時間を設けているほか、できる限り1対1での読み聞かせの機会を作るようにしている。園だよりでも絵本から発展した各クラスの活動やエピソードを紹介したり、保護者へ絵本の講演会の資料の配布などしていることから、園全体で積極的に絵本の読み聞かせを大切にしていることが確認できた。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	b	<p>○絵本の読み聞かせを積極的に取り入れている。</p> <p>園長は、「絵本なくしては保育を語れない」と絵本を保育の中で非常に重要なものと位置付けており、絵本の読み聞かせを通して心を豊かにする保育をすすめることを保育の基本方針に掲げている。保育者が子どもに1対1で絵本を読み聞かせることを基本姿勢とし、特に3歳未満児は膝の上で抱っこしながら個々の選んだ絵本をゆったりと満足するまで読むことを大切にしている。今回の第三者評価における訪問調査の際には、午睡前に1対1で絵本を見ながら入眠している場面が確認できた。3歳以上児も毎日の午睡前など全体に向けて読み聞かせの時間を設けているほか、できる限り1対1での読み聞かせの機会を作るようにしている。園だよりでも絵本から発展した各クラスの活動やエピソードを紹介したり、保護者へ絵本の講演会の資料の配布などしていることから、園全体で積極的に絵本の読み聞かせを大切にしていることが確認できた。</p>

A-1-(3) 職員の資質向上		
評価細目	評価結果	コメント
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、 保育の改善が図られている。	a	○園全体の質の向上に向けて園独自の自己評価を行っている。 園長自身、保育士個々の資質と園全体の質の向上を図っていくためにも自己評価の大切さを認識し、自己評価を取り入れて専門性の向上に努めている。園独自に作成した自己評価表は、上期と下期に分けて「計画」「実践」「評価」「改善」の項目に基づいて定期的に行われている。また、各保育室内で午睡の時間等を利用して日々の実践について職員間で話し合い振り返りを行うことでも自己評価に取り組んでいる。

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性		
評価細目	評価結果	コメント
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	○子ども一人ひとりを受容した保育が行われており、記録にも子どもの内面や状況が細かく記載されている。 連絡ノートの活用や送迎時に保護者からその日の生活リズムや体調などを聞いて十分に把握し、職員間で理解を深めている。園長は、少人数定員園ということもあり一人ひとりに目が行き届きやすく、保育者同士の私語が少なく、子どもの思いをよく聞き出して保育が行われていると評価している。今回の第三者評価における職員自己評価の自由記載にも「大人のものさしで物事の良し悪しや子どもの気持ちを決めつけたりせず、心に寄り添った保育ができるようどの職員も心がけている」等の意見があり、職員も自信をもって保育を行っていることが読み取れた。今回の第三者評価における訪問調査時にも、保育士の穏やかな言葉づかいやかかわり方を確認できた。 個別の指導計画には、子どもの行動から気持ちを推察し、その気持ちに寄り添うために必要な働きかけや援助方法、見守る場面等、子どもが安心して過ごせるための保育・支援の内容が細かく記載されている。さらに、子どもについて気になる場面があれば、その子どもの気持ちが満たされるように保育者間で話し合いを行っていくという保育者間の連携まで記載されており、子どもへの理解を深めていこうとするきめ細やかな配慮を感じ取ることができる。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	○障害のある子どもが安心して生活できるように、専門機関との連携や日々の記録から保育内容に生かしている。 当園は、高齢者デイサービスセンターとの複合施設ということもあり、バリアフリーの環境で障害のある子どもに配慮された施設となっている。障害児保育については、職員会議の中で定期的に子どもの状況等を話し合い、職員間で共通理解を図っている。佐渡市との連携のもと、巡回支援専門員との定期的な三者（専門員、保護者、園）面談、医師による療育相談等で相談や助言を受けることができ、保護者にとっても園にとっても理解を深めることができる場となっている。小学校の言葉の教室の先生が年長児を対象に検査を行うなどの佐渡市の取り組みもあり、障害のある子どもに対しての丁寧な関わりが実施されている。障害のある子どもに関しては個別計画が立てられており、日々の行動や保育士の働きかけ、それに伴った結果等を記録している。記録していくことで、その子の特性や成長・かかわりのヒントになっており、日々の保育に生かされている。障害児保育について園としては、子ども自身が困らないようにどのように支えていくかを考えることを使命と考え保育を行っている。

<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>○障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、全体の保育の計画の中に位置づけて作成することが望ましい。 障害のある子どもの個別計画は作成されており他の子どもと共に育ちあえるようにとの思いはあるが、クラス等の指導計画の中に書面上では位置づけられていない。保育所保育指針では、「障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること」とされている。集団の中での一員としてのかかわりを大切にする観点から、クラス等の指導計画に障害のある子どもの保育についても位置づけ、クラス等の指導計画と個別計画を関連づけて考えていくことが望まれる。</p> <p>○ゆったりとした家庭的な雰囲気の中で、長時間保育が行われている。 「延長保育マニュアル」の中に、職員間での引き継ぎや保護者との連携について保育者の配慮する点として明記してされている。 今回の第三者評価における訪問調査時には、年齢の違う子どもが一部屋に集まって好きな遊びをじっくりと楽しみながら過ごし、兄弟も一緒に部屋で過ごしていることで安心していう様子が見えた。</p>
<p>A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>評価細目</p>	<p>評価結果</p>	<p>コメント</p>
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>○栽培体験や調理員とのやりとりを通して、食に対する意欲や楽しさを持てるよう工夫している。 園では、食育の一環として園庭にある畑で野菜を育てる栽培体験を行っている。園長は、一連の栽培活動の意義は、食べることに命をいただいていることを子どもたちに感じてもらうことにあると考えており、草取りや水やりなどの栽培途中の過程も子ども自身が経験することで、手間をかけて育てて食べることの大切さを感じられるようにしている。七夕会やクリスマス会などの行事の時には、遊戯室で全園児で楽しんで食べる工夫もしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児の食事時には、毎日テーブルに職員が準備した生花を子どもたちが飾っている。設計上、厨房での調理作業が外側から見える構造にはなっていないが、調理員が子どもの食事の様子を見にきて子どもたちとの会話を楽しんでいる。子どもから「おいしい」と言ってもらえることが調理員の励みとなり、子どもの笑顔を見ることが楽しみである、と今回の第三者評価の訪問調査の聴き取り時に調理員から話を聞くことができた。調理員が子どもの食事の様子を見たりかかわっている事で、子どもも作っている人への関心を持ち、それが食への関心へとつながっている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>○毎月の給食会議の中で、食事についての見直しや改善がなされている。 日々の残食や調理方法・献立の振り返り等は、毎月の給食会議の中で話し合いを行っている。残食が特に目立った献立については再検討してもらい、佐渡市主催の献立検討会議で調理師が報告し反映させている。保育者と調理員の連携がよくとれており、活発な意見や質問、提案事項が会議の中で挙げられているのが給食会議録から読み取ることができた。離乳食の進み具合なども話し合われており、調理の工夫につながっている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>○歯科検診の結果を受けて、家庭や保育園での保育に反映されている。 年2回の歯科検診の結果を受けて、歯磨き指導の一環として歯科衛生士に園に出向いてもらい、染め出しや磨き方を指導してもらっている。また、保護者参観日には、保護者を対象として歯科医による子どもの歯についての講演を行っている。</p>

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
評価細目	評価結果	コメント
A-2-(3)-① 疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	<p>○「食物アレルギー対応マニュアル」を基に、アレルギー疾患等を持つ子どもへ適切な対応を行なっている。</p> <p>アレルギー疾患等を持つ子どもに対し、佐渡市が定めている「保育園における食物アレルギー疾患生活指導管理表」に主治医から指示を得て、保護者との連携のもと保育園で適切な対応を行っている。マニュアルには除去食対応までのフローチャートや緊急時への備え、アレルギー食の調理と配膳のポイントなども記載されており、職員等が必要な知識を理解できるようにわかりやすく明示されている。</p>
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	<p>○衛生管理がマニュアルを基に適切に実施され、検討会で情報共有がなされている。</p> <p>当園は高齢者デイサービスセンターとの複合施設であり、複合施設の施設長が施設全体の衛生管理者となっている。衛生管理者の指示のもと、厨房内では調理師、保育園では園長がリーダーシップを発揮し衛生管理に取り組んでいる。衛生管理等に関する担当者は毎月、佐渡市主催の献立検討会議に出席し、その中で栄養士による衛生管理の指導を受け、保育士及び調理員と情報を共有している。佐渡市が定めている「衛生管理マニュアル」を全職員に周知し、給食検討会議で研修が行われている。</p>

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
評価細目	評価結果	コメント
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	○「食育教室」を参観で行うなど、保護者が食育に関心を持つような取り組みを行っている。 佐渡市栄養士の指導の下、食育教室を開催している。3、4、5歳児では参観の中に取り入れて、「簡単にできる朝ごはんのメニュークッキング」など親子で作って試食する機会等を設けている。佐渡市栄養士から栄養の話を保護者や子どもにわかりやすいように教えてもらう機会もあり、食に関心を持てるように配慮している。保育園の玄関先に毎日献立を表示し、行事食と手作りおやつの日には、サンプルを展示している。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	○保護者との情報共有は、送迎時、連絡ノート等で密に行っている。 送迎時は保護者に保育室まで入ってきてもらう方法をとっているため、保護者も子どもの様子を見ることができたり、帰りにその日の出来事など保育士からじっくりと聞くこともできる。朝の送迎の際に、未就園の弟妹を連れてきた場合は、そのまま園内で親子で過ごしていくことも推奨しており、子育て支援の機能も果たしている。職員も、保護者とのやり取りを日常的に行うことができ信頼関係を築きやすいと感じている。また全園児の保護者との連絡ノートがあり、保護者が体調のことや相談したいことなどを気軽に伝えることができる。今回の第三者評価における保護者アンケートからも、送迎の際の対話や連絡帳による情報交換が十分にされていると感じている保護者が多いことが読み取れる。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	○「三者協議会」や保育参観などを通して保護者との相互理解を図っている。 佐渡市、保護者、法人関係職員の三者で行われる「三者協議会」は、年2回行われており、保護者からの質問や意見を聞く機会となっている。また、保護者との触れ合いに重点を置いた保育参加を年4回実施し、共通理解を得るための機会を設けている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	○児童虐待及びその防止に関して保護者への啓発に努めている。 保護者には、入園式後の保護者会の中で、虐待が疑われる状況を発見したり気づいた場合は保育園として通告の義務があることを保護者に伝え、児童虐待防止のための教育や啓発を行っている。園としては、保護者に対して言いにくいことであっても、虐待が起きるのを未然に防ぐための啓発だという意識を持ち、積極的に虐待防止についての保護者への教育啓発に努めている。また、職員の虐待に関する理解を深めるために佐渡市主催の児童虐待の研修会に毎年参加している。 マニュアルは整備されているが、マニュアルに基づく虐待に関する研修への取り組みが不十分であることが今回の第三者評価における職員自己評価から読み取れた。園の「子ども虐待防止マニュアル」を用いて、マニュアルに基づく職員研修の取り組みに期待したい。